

利根町総合教育会議【概要】

1 概 要

総合教育会議を設置することで、教育に関する予算の編成・執行や条例提案など重要な権限を有している町長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、利根町の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4の規定により、設置されるものであり、町長と教育委員会という対等な執行機関同士の協議・調整する場である。

2 会議の構成員等

- 構成員は、町長及び教育委員会。【法第1条の4第2項】
 - 会議の招集は、原則として町長が招集する。【法第1条の4第3項】
教育委員会が協議を必要と思料するときは、招集を求めることができる。
また、緊急の場合は、町長と教育長のみで会議をすることも可能ではあるが、教育委員会の意思決定がされ教育長に一任されている場合は、その範囲内で、そうでない場合は、一旦保留し、教育委員会で再検討し、改めて町長と協議・調整を行う。
 - 会議は、原則として公開する。【法第1条の4第6項】
《理由》 住民への説明責任を果たすとともに、その理解と協力の下で教育行政を行う趣旨のため。
 - 議事録の作成とその公表は、努力義務とされている。【法第1条の4第7項】
 - 協議すべき事項【法第1条の4第1項】
 - ① 教育に関する大綱の策定
 - ② 教育の条件整備など重点施策の協議【第1号】
 - ③ 児童、生徒等の生命又は身体の保護や緊急の場合に講ずるべき措置に関する協議【第2号】
- ※協議すべきでない事項
「教育委員会が所管する事務のすべてを協議調整するものではない。」
- 【例】
- 教科書の採択や個別の教職員の人事など政治的中立性が高い事項
 - 日常の学校運営に関する些細な事項

- 協議・調整の結果については、互いに尊重しなければならない。

【法第1条の4第8項】

※調整のついていない事項の執行

法に定められた執行権限に基づき、町長及び教育委員会がそれぞれ判断する。

【会議における調整とは・・・】

教育委員会権限の事務について、予算の編成や執行及び条例提案、児童福祉、青少年健全育成など町長の権限に属する事務との調整を図ること。

【会議における協議とは・・・】

調整を要しない場合も含め、自由な意見交換として幅広く行われること。

- その他

会議運営等に関し必要な事項は、総合教育会議が定めることとされており、当事者間で合意したものが内規として位置づけられる。

【法第1条の4第9項】